

iwaloop(イワループ)規約

第1条(名称)

本団体は「イワループ」(以下「本会」という。)と称し、主催する交流会「イワループ・パレット」を含む地域交流活動を行う。

第2条(目的)

本会は、岩内町における移住者・地域住民・移住検討者などが、気軽に交流・体験・学びを通じて地域への理解を深め、まちの魅力を共有することを目的とする。

また、先輩移住者が新たな移住者を支援・フォローし、地域に安心して定着できる環境をつくることを目的とする。

第3条(活動内容)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 交流会・体験会・まち歩きイベント等の企画運営
2. 地域の文化・自然・人とのつながりを深める活動
3. 情報発信(SNS・チラシ・ウェブサイト等)
4. 新たな移住者への生活支援・相談・交流機会の提供
5. その他、目的達成に必要な活動

第4条(構成)

本会は、趣旨に賛同する個人により構成される。

第5条(役員)

1. 本会に次の役員を置く。
 - 代表者 1名(渡邊 修)
 - 会計担当 1名(佐藤 泰子)
 2. 代表者は本会を代表し、会務を総括する。
 3. 会計担当は経理を管理し、領収書や帳簿を整理する。
- ※代表者と会計担当者は兼務しないものとするが、会計内容はメンバー全員で確認・共有する。

第6条(会計)

1. 本会の経費は、助成金、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。
2. 助成金を使用する場合は、支出ごとに領収書を保管し、活動終了後に収支報告書を作成する。

第7条(規約の改正)

本規約の改正は、メンバーの過半数の同意により行う。

附則

この規約は、2025年11月1日から施行する。